主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役2月に処する。

理 由

本件控訴の趣意は、検察官中川善雄作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人後藤貞人及び大政正一共同作成の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

論旨は、被告人を懲役3月、保護観察付き執行猶予5年に処した原判決の量刑は、刑の執行を再度猶予した点において、著しく軽きに失し不当である、というのである。

そこで記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも併せて検討する。

本件は、被告人が、平成12年5月20日午後9時5分ころ、兵庫県宝塚市内の路上において、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.25ミリグラムのアルコールを身体に保有する状態で、普通乗用自動車を運転した、という事案である。

被告人は、平成8年9月及び平成10年12月に、いずれも酒気帯び運転の罪で罰金刑に処された前科を有し、さらに、平成11年7月には、同罪により懲役3月に処されて、その刑の執行を2年間猶予されたにもかかわらず、その猶予期間に処されて、その刑の執行を2年間猶予されたにもかかわらず、その猶予期間に及んだものである。被告人は、本件当日午後8時半ころ、冷えに及るになる自分が経営するレストランの片づけも終わりたが、このままで、方にとは今までの経験かられたのに、翌日によりにで中ジョッキの生ビールを飲んだが、ごのままで、で中ジョッキの生ビールを飲んだが、ごのままも見いがですがです。ことで、自宅ですの経験がられて、のままではいまりで、おりによりで、おりによりで、おりによりで、おりによりにであるが、とストランから被告人の態度によりまでは約8.5ないとのより、被告人が飲酒運転によりまでは約8.5ないもない。以上に照らすと、被告人の法軽視の態度は許されず、刑責を軽視することが、以上に照らすと、被告人の法軽視の態度は許されず、刑責を軽視することがの以上に照らすと、被告人の法軽視の態度は許されず、刑責を軽視することが。

そうすると、被告人のアルコール保有量が呼気1リットルにつき0.25ミリグラムにとどまっていること、及び原判決が(量刑事情)の項で摘示しているような被告人の反省の態度や再犯を防ぐための決意の状況、家族の監督態勢、被告人が実刑になると、レストランの経営や家族の生活に多大の影響を及ぼすおそれがあることなどの被告人のために酌むべき事情を十分に考慮し、さらに、現時点においては、前刑の執行猶予期間が経過していることに配慮しても、被告人に対しては実刑をもって臨み、厳しく刑責を問う必要があるものというべきであって、原判決の量刑は、被告人に対し刑の執行を猶予した点において軽きに失し不当である。

論旨は理由がある。

よって、刑訴法397条1項、381条により原判決を破棄し、同法400条ただし書に従い、被告事件についてさらに判決する。

原判決が認定した(罪となるべき事実)に、道路交通法119条1項7号の2,65条1項、同法施行令44条の3を適用し、所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役2月に処することとして、主文のとおり判決する。(第5刑事部 裁判長裁判官 那須 彰 裁判官 樋口裕晃 裁判官 河原俊也)